



《公 印 省 略》

5こサ第130号
令和5年4月21日

関係者各位

久留米市長 原口 新五
(こども子育てサポートセンター)

「久留米市 ヤングケアラー支援の手引き」の配布について（依頼）

春暖の候、皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素から本市の母子保健事業・子育て支援事業につきまして、格別のご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、本市では令和4年11月に「ヤングケアラー相談・支援窓口」を開設いたしました。現在、ヤングケアラーの早期発見や切れ目のない支援につなげるため、関係者の皆様と連携させていただき、業務に取り組んでいるところです。

この度、本市のヤングケアラー支援における体制などについて整理した「久留米市 ヤングケアラー支援の手引き」を作成いたしました。

関係者の皆様も、日頃の業務の中で子どもたち・保護者と関わる機会が多数あるかと思えます。その際に、ヤングケアラーと接する時の心構えや基本的な対応方法など、ご参考にしていただければ幸いです。

子どもたちが健やかに成長していけるよう、今後とも本市の子育て支援事業にご協力いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

記

1 同封物 ①「久留米市 ヤングケアラー支援の手引き」

②【説明資料】久留米市でのヤングケアラー支援の取組について

(※②については音声入りのデータもございます。ご希望の方はご連絡下さい。)

【連絡先】

子ども未来部 こども子育てサポートセンター
(担当) 深町、伊藤、下川

電 話：0942-30-9302

F A X：0942-30-9718

M A I L：kokosapo@city.kurume.lg.jp

久留米市 ヤングケアラー支援の手引き

【機関・団体・事業者・地域などの関係者用】



目 次

1 はじめに.....	1
2 ヤングケアラーとは	2
3 ヤングケアラーの現状	3
(1)どの就学期にも存在	
(2)ヤングケアラー自身の認識	
(3)ヤングケアラーが抱える悩み	
(4)ヤングケアラーの願いや思い	
4 なぜヤングケアラーの支援が必要なのか.....	5
(1)ヤングケアラーの抱える課題	
(2)子どもの権利の回復保障	
(3)子どもの将来の保障	
5 久留米市におけるヤングケアラー支援のための連携体制.....	6
(1)連携体制のイメージ	
(2)支援に関する連携や役割分担の考え方	
6 久留米市ヤングケアラー相談・支援窓口の機能と役割	8
(1)相談・支援窓口での対応	
(2)連携した支援が必要なときは相談を	
7 ヤングケアラー等に接する時の心構え.....	10
(1)ヤングケアラーであることを子ども自身や保護者が理解していないことを 考慮した対応	
(2)ケアを担っていることを否定しない	
(3)ヤングケアラーであることを公にしてほしくないケースに対する配慮	
(4)子どもに対するメンタル面でのサポートが必要	
(5)子ども本人の認識や意向を確認する	
(6)ヤングケアラーの家族の意思も確認する	
8 ヤングケアラーから相談を受けた・発見した際の対応.....	12
(1)ヤングケアラーに気づくために	
(2)実際に相談を受けた・発見した場合の一般的な対応例	
9 児童虐待との関係性	14
(1)児童虐待の定義	
(2)ヤングケアラーと児童虐待との関係	
10 事例	16

1 はじめに

「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」では、世話をしている家族が「いる」と回答した子どもは、中学2年生で5.7%、全日制高校2年生で4.1%という結果が示されました。世話をしている家族が「いる」と回答した子どものうち、世話をしているでも自分のやりたいことへの影響は特にないと回答した子どもが半数いる一方で、家族への世話を「ほぼ毎日」していると回答した中高生は50%弱、一日平均7時間以上世話をしていると回答した中高生が約10%いるという結果でした。

子どもがケアを担う背景には、家庭の経済状況の変化、共働き世帯の増加、少子高齢化、地域のつながりの希薄化などからくる地域力の低下、子どもの貧困といった様々な要因があります。ケアを必要とする人が増加する一方で、労働市場での女性や高齢者の活躍がより一層広がるも、男性の家事・育児への参画が進んでおらず、大人が家庭にかけられる時間やエネルギーが減っています。介護サービスは整いつつあるものの、それが届いていない家庭があったり、届いたとしても課題解決に至らなかったりする場合もあります。また、家族によるケアを当たり前とする文化的背景もあり、ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響を受けることがあります。

家族が抱える課題が複雑で複合化しやすい現状において、子どもの心身の健やかな育ちのために、機関・団体・事業者・地域などの関係者が連携し、ヤングケアラーの早期発見や切れ目のない支援につなげる取組が強く求められています。

機関・団体・事業者・地域などの関係者などがヤングケアラーに気づき、発見したヤングケアラーを適切にケアするためには、それぞれの関係者が個別に取り組むだけでなく、お互いの業務を理解した上で連携して取り組むことが重要です。

本手引きはヤングケアラーについての状況や、基本的な支援方法などを示しています。今後、支援に関わる皆さまの一助となれば幸いです。

2 ヤングケアラーとは

法令上の定義はありませんが、一般に、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども」（厚生労働省ホームページ参照）とされています。

ただ、上記の状況に当てはまるかどうかで「ヤングケアラー」であると判断することを求めるものではありません。

大切なのは、ヤングケアラーであると思われる子どもを見逃すことなく把握し、本人からしっかりと話を聞いた上で、その子どもや家族がおかれている状況を理解し、それを踏まえて必要な支援は何かを検討することです。

下記にヤングケアラーが行っていることの例を挙げますので、ヤングケアラーに気づくためのヒントとして、参考にしてみてください。

- ①障害や病気の家族に代わり、料理・掃除などの家事をしている。
- ②家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。
- ③障害や病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。
- ④目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。
- ⑤日本語が第一言語でない家族への通訳をしている。
- ⑥聴覚・視覚に障害のある家族のために、意思疎通の支援をしている。
- ⑦家計を支えるために働き、障害や病気のある家族を助けている。
- ⑧アルコール・薬物・ギャンブルなど、問題のある家族に対応している。
- ⑨がん・難病・精神疾患など病気の家族の看病をしている。
- ⑩障害や病気のある家族の身の回りの世話や入浴・排泄の介助をしている。



参考：一般社団法人日本ケアラー連盟 HP

3 ヤングケアラーの現状

(1) どの就学期にも存在

令和2年度に「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」が行われ、子ども本人（中学生・高校生）を対象としたヤングケアラーの全国調査が初めて行われました。その中で、世話をしている家族が「いる」と回答したのは、中学2年生で5.7%、全日制高校2年生で4.1%であるなどの実態が明らかとなりました。また、令和3年度には小学6年生を対象とした調査も実施され、世話をしている家族が「いる」と回答したのは、小学6年生で6.5%でした。

(2) ヤングケアラー自身の認識

「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」において、自分がヤングケアラーにあてはまると思うかについて聞いたところ、家族の世話の有無別にみると、中学2年生、全日制高校2年生では家族の世話をしていると回答した人のうち、約15～16%が「自分はヤングケアラーにあてはまる」と回答している一方で、「あてはまらない」と回答しているのが約42～47%となっています。

これは本人がヤングケアラーと自覚していない、またはケアによる負担や負の影響に気づいていないことがうかがえます。

(3) ヤングケアラーが抱える悩み

同調査研究の子どもの自由意見では、下記に記載している意見が出ました。このことから、自分の自由な時間が取れなかったり、希望する選択肢を諦めている状況がうかがえます。

- ◆宿題など勉強をする時間がない。
- ◆睡眠時間が少なく授業中に居眠りをしたり、学校を休んだり、遅刻したりする。
- ◆部活動や習い事の時間が取れない、修学旅行など宿泊を伴う行事に参加できない。
- ◆友達と遊ぶ時間が少なく、自分の時間が取れない。
- ◆希望する進学や就職が難しく、進路の変更を考えざるを得ない。
- ◆精神的にきつい。

(4) ヤングケアラーの願いや思い

同調査研究の子どもの自由意見では、下記のような意見も出ました。
大人への期待感であったり、当事者目線での支援方法などへの思いがありました。

- ◆話を聞いてくれるだけでも楽になる。そういう環境が広がってほしい。
- ◆しんけんに話を聞いて欲しい。気持ちを理解してほしい。話したことをしんじてほしい。
- ◆勉強を教えてほしい。学習できる環境が広がってほしい。
- ◆大人が子どもにもっと寄り添ってほしい。相談しやすい環境が欲しい。
- ◆ヤングケアラーの認知度を高め、大人に子どもの権利を知ってほしい。手伝いをしたからといってほめられたら、何も言えなくなる。
- ◆気軽に相談できたり、助けを求めたりする場所があればいいと思う。
- ◆少しでも異変に気付いたりした大人が声をかけてほしい
- ◆ヤングケアラー同士のコミュニティを作って相談しやすい環境を作るのがよいと思う。



4 なぜヤングケアラーの支援が必要なのか

(1) ヤングケアラーの抱える課題

ヤングケアラーの子どもたちは、本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、学校に行けなかったり、友達と遊ぶ時間がなかったり、自身がしたいと思っていたクラブ活動ができなかったり、宿題などの勉強に割く時間がつくれなかったりするなど、本来守られるべき子ども自身の権利を侵害されている可能性があります。また、その結果、勉強がうまくいかなかったり、友人関係がうまく築けないなど、子どもの将来に影響を及ぼすことも考えられます。

しかし、子ども自身はそのような状況に気づいていなかったり、不安や不満を抱えていても言い出せてない子どもも多くいます。そのような状況に対して、まわりの大人が早く気づき、子どもの想いを聴き、必要な支援につなげて「不適切なケア」や「過度なケア」を行う状況を改善することで、例えケアをしながらであっても、子どもらしく生きる権利を回復し、子どもが自身の持つ能力を最大限発揮できるようにしていくことが求められています。

(2) 子どもの権利の回復保障

子どもには、「健康を守る権利」、「教育を受ける権利」、社会生活において同世代の子どもたちとの関係性をつくっていくなどの「育つ権利」などの様々な権利があります。そして、令和5年4月に施行される「こども基本法」では、このような事項を基本理念として、子ども施策を行わなければならないとされています。これらの権利を侵害されている子どもについては、その子どもの権利を守るために必要な支援を行い、子どもの権利回復・権利保障に努めなくてはなりません。

(3) 子どもの将来の保障

ヤングケアラーであった子どもは、大人になってから仕事がうまくいかなかったり、友人関係が築きにくかったりする可能性があります。また、ヤングケアラーの中には、周りの人に頼るという経験を持たず、大人になっても周りを頼れず課題を抱え込んでしまう人もいます。例え1回であったとしても、「周りの人が助けてくれた」という経験をつくることがヤングケアラーの将来のためにも重要です。

5 久留米市における ヤングケアラー支援のための連携体制

ヤングケアラーに係る問題は、家族が抱える様々な課題が関係し合い、複合化しやすいという特徴があります。これに対し、様々な機関・団体・事業者・地域などの関係者が、それぞれの専門領域から関わっていくことが想定されますが、それぞれが個別に支援を行っている可能性もあり、その場合に、ヤングケアラーが直面する多方面の課題を包括して把握し、支援するという取組が不足してしまう可能性があります。

そこで、ヤングケアラーに対応できる機関・団体・事業者・地域などの関係者が、既存の支援を組み合わせ、連携して支援を行っていくことが求められています。

ただし、「ヤングケアラーに対して何か特別・特殊な支援をしなければならない」と難しくとらえる必要はなく、それぞれの機関・団体・事業者・地域などの関係者がそれぞれの職域の範囲から少し視野を広げ、それぞれの立場のできることは何かを考えてみるのが大切です。

(1) 連携体制のイメージ (次頁「資料1」参照)

(2) 支援に関する連携や役割分担の考え方

ヤングケアラーに気づいたり、本人や家族から相談を受けた際は、その機関・団体・事業者・地域などの関係者で状況を整理してください。まずは、そのうえで職域に応じて可能な支援をお願いします。

世帯に直接的に関わっているであろう機関・団体・事業者・地域などの関係者が接することで、本人や家族が納得し、スムーズに支援が開始できる可能性が高くなります。

支援や対応が困難な場合は、一緒に考えることができますので、可能であれば本人や家族の同意を得たうえで「ヤングケアラー相談・支援窓口」へ相談下さい。
(具体的な動きについては13Pを参照ください。)

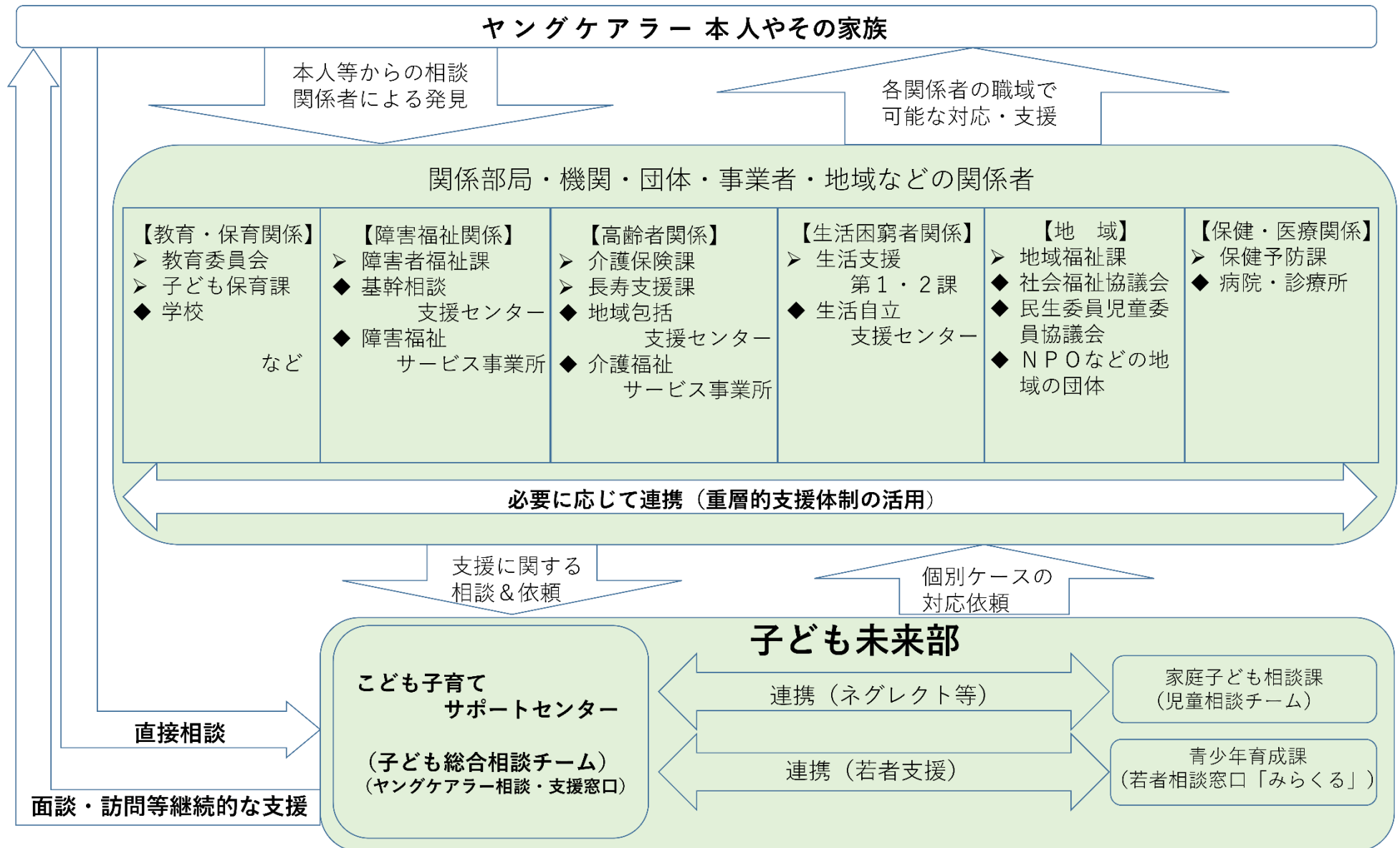
※虐待、虐待疑いと判断される場合は、久留米児童相談所・久留米市家庭子ども相談課へ相談・通告してください。

※支援に関する同意を得られなかった場合、緊急度に応じて重層的支援体制の仕組みを使い、情報共有や対応策を検討することも可能です。

連携体制のイメージ図

資料 1

7



6 久留米市ヤングケアラー相談・支援窓口 の機能と役割

(1) 相談・支援窓口での対応

ヤングケアラーの支援に関して、相談員（社会福祉士・保育士・教育職）が、以下のような対応をします。

①相談対応

ヤングケアラー本人、その家族や機関・団体・事業者・地域などの関係者からの様々な相談に対応します。

②子ども本人のケア

ヤングケアラー本人との面談等を通して、状況を改善する方法を一緒に考えたり、心理面のサポートをしていきます。

③関係者への助言

ヤングケアラー本人やその世帯に関わる機関・団体・事業者・地域などの関係者に対して、関わり方や支援の仕方などの具体的な方法についての助言を行います。

④必要なサービスの導入へのつなぎ

世帯を支援することについて、本人または家族の同意が得られた場合は、家庭状況を整理し、必要なサービスの導入へのつなぎをします。

⑤連携や役割分担の調整

関係者会議の開催などをして、ヤングケアラー本人やその世帯を支援する機関・団体・事業者・地域などの関係者同士の連携を促したり、役割分担の調整をします。

久留米市ヤングケアラー相談・支援窓口

久留米市役所 16 階 こども子育てサポートセンター内

TEL : 0942-30-9302

FAX : 0942-30-9718

メール: kokosapo@city.kurume.lg.jp

☆18 歳未満のお子さんが、自身で相談できるフリーダイヤルもあります。

結（ゆい）らいん 電話番号: 0120-870-552

メールアドレス: youiline@city.kurume.lg.jp

（２）連携した支援が必要なときは相談を

学校や障害・介護サービスなどの機関・団体・事業者・地域などの関係者においては、その職域で可能な対応・支援を実施するとともに、連携した支援が必要だと判断した場合には、一緒に考えることができますので「ヤングケアラー相談・支援窓口」へ相談をお願いします（以下に相談内容例を記載）。なお、久留米市立学校においては、各校担当のスクールソーシャルワーカーを通しての相談をお願いします。

また、民生委員・児童委員、保育所、幼稚園や地域の団体など、ヤングケアラーに接し、支援の必要性を感じられる子どもを見つけた方だけで支援することが難しい場合は、一緒に考えることができますので「ヤングケアラー相談・支援窓口」への相談をお願いします。

ヤングケアラーやその世帯に対しての具体的な支援などが必要になる場合は、家族や本人の同意が必要になります。「ヤングケアラー相談・支援窓口」につないでいただく際に、可能な限り同意を得た上での相談をお願いします。

- 【例】
- ・ これ以上の支援策が見つからない。
 - ・ 学校等でヤングケアラーを発見したが、支援がうまく進まない。
 - ・ 家庭へ介入したいが、断られたり、きっかけがつかめない。
 - ・ 多機関で連携したいが連携や役割分担などの調整がうまくいかない。



7 ヤングケアラー等に接する時の心構え

(1) ヤングケアラーであることを子ども自身や保護者が理解していないことを考慮した対応

ヤングケアラーへの支援の難しさの一つが、「支援が必要な状況であること」を子ども自身や保護者などが認識していないケースが多いことです。支援の必要性を認識していない場合には、外部の人・機関が家庭内の事情に関わることへの抵抗感などがあり、簡単に支援につなぐことができません。そのため、子ども自身が自分の状況を理解し、支援を受けることを納得できるよう向き合うことから始める必要があります。

ヤングケアラーの親や家族に対する、関係者の否定的な感情や態度により、親や家族を追い込むような非難、支援をすることで、「話さなければよかった」等、子ども自身を苦しめることのないよう、十分留意してください。

(2) ケアを担っていることを否定しない

ヤングケアラーは、自分がケアをすることが当たりまえだと思っていたり、周りからの期待に応えるためにケアを行っていたりする場合があります。そのため、ケアを行っていること自体を否定したり、逆にそのことを過度に評価したりするのではなく、本人の状況を認めたうえで、「いつでも助けを求めている」ということや、「自分の人生を生きてもいい」ということをしっかりと伝え、他の選択肢もあるということを示すことが重要です。

(3) ヤングケアラーであることを公にしてほしくないケースに対する配慮

ヤングケアラーの場合には、支援を受けることの必要性は理解・納得していても、「支援を受ける」ことに対する抵抗感があったり、「支援を受けている」ことを恥ずかしいと思ったりする子どももいます。また、このような状況を周囲に知られたくない子どももいます。

ヤングケアラーに関する相談対応や支援にあたっては、ヤングケアラー自身やその家族が周囲から偏見をもたれないようにするため、十分に配慮した対応が必要です。

また、ヤングケアラー自身が、相談したことを家族に知られたくないという場合もあります。ヤングケアラーからの相談を受けて対応する際には、その点にも留意する必要があります。

(4) 子どもに対するメンタル面でのサポートが必要

ヤングケアラーに対する支援は、ケア対象者を福祉サービスなどにつなぎ、ヤングケアラー自身のケアからの解放や負担軽減を行うことだけではありません。

ヤングケアラーである子どもたちは、支援を受けることにより、子どもとしての権利が守られるようになる一方で、ケアから解放されたり、ケアを軽減されたりすることに対する罪悪感を抱くことも多く、メンタル面でのサポートも重要になります。

ケア対象者のケアが必要でなくなった後、その喪失感や無力感などから、自分の将来への夢や希望などを見失ってしまう人もいます。ヤングケアラーにはメンタル面のサポートや自身の将来を考え、自分の人生を歩むことができるよう、一緒に考えたり、助言したりしてくれる存在が必要不可欠です。

(5) 子ども本人の認識や意向を確認する

ヤングケアラーへの支援においては、子どもにとってどのような状況が望ましいのかについて、子どもと一緒に考え、子ども自身の理解・納得を得ながら、支援につなげていくことが重要です。

子ども自身がヤングケアラーであることを認識していない、子ども自身が家族のケアにやりがいを感じている、などのケースもあります。そこで、客観的な立場から子どもの様子・状況を確認したうえで、「子ども自身が『ヤングケアラー』であることを認識しているか」「子ども本人がどうしたいと思っているか（想い・希望）」といった、子ども自身が今の状況をどう思っているのか、どうしたいのかなどを把握します。

また、子どものメンタル面での状況を踏まえ、必要な支援が行えるよう、「家族の状況やサポートしていることについて、誰かに話せているか」「子ども本人が相談できる、理解してくれると思える相手がいるか」を確認してください。

(6) ヤングケアラーの家族の意思も確認する

ヤングケアラーの家族は子どもに家事等の負担をかけてしまっていることを申し訳なく思っている場合もあります。ヤングケアラーの家族を責めるような言い回しにならないよう意識し、それぞれの想いやプライドを尊重する姿勢は極めて重要です。また、ヤングケアラーの家族の想いを知る、寄り添う、見守るまなざしを向けるだけでも、ヤングケアラーの家族の精神的負担を軽減すると考えられます。

8 ヤングケアラーから 相談を受けた・発見した際の対応

(1) ヤングケアラーに気づくために

①～③の項目のような兆候がないか、ヤングケアラー早期発見の参考とされてください。下記の内容で気になる項目があれば、子どもと面談を行い、子どもの気持ちを丁寧に聞き取ってください。可能であれば、ケアの実態や時間、程度も聞き取ってください。

①ケアの内容について

- ・ 家族（大人）に代わって食事・掃除・洗濯などの家事をしている
- ・ 家族（大人）に代わって幼いきょうだいの見守りや送迎などの世話をしている
- ・ 家族（大人）に代わって入浴やトイレ介助などの身体的な介護や介助をしている
- ・ 家計を支えるためにアルバイトをしている
- ・ 家族（大人）に代わって、精神的に不安定な家族の話し相手や、障害のある家族のお世話をしている
- ・ 日本語の理解が難しい家族や、視覚・聴覚障害のある家族の意思疎通や移動などの支援をしている

②健康面について

- ・ 虫歯治療・予防接種・体調不良等で、必要な病院に通院・受診ができない
- ・ 元気がない。不安そうに見える、はしゃぐ・落ち込む等、情緒的な不安定さがある
- ・ 給食の食べ過ぎ、コンビニ弁当やおにぎりだけ等、偏りがある。または、食事の準備ができない
- ・ 家族のケアなどで、十分な夜間睡眠がとれないなど、生活リズムが整っていない
- ・ 衣服に汚れやシミが残っている等、身だしなみが整っていない

③教育面について

- ・ 遅刻が多く、時間通りに登校できないことが多い
- ・ 家庭の事情で早退することが多く、休みがちになっている
- ・ 登校しても、保健室や別室で過ごしていることが多い
- ・ クラスメイトとのかかわりが薄く、一人で過ごすことが多い
- ・ 学校（部活含む）に必要なものを用意してもらえない
- ・ 急いで下校することが多く、部活に参加できないでいる
- ・ 保護者の承諾が必要な書類等の、提出物の遅れや、提出忘れが多い
- ・ 家庭の事情等で、修学旅行や宿泊行事等に参加できないことが多い
- ・ 家庭の事情により、進学や就学などの進路に制約がある
- ・ 自宅での学習時間が取れず、学力が低下してきている
- ・ 授業に集中できず、ボーっとしていることが多い

(2) 実際に相談を受けた・発見した場合の一般的な対応例

以下の①～⑤を参考に、機関・団体・事業者・地域などの関係者で情報共有・情報整理し、対応を検討してください。

①関係者が、子どもから家族のケアに関する相談を受けたり、家族と接する中でヤングケアラーである端緒を発見した。

【例】・精神的な不安定さがある。

- ・学校の提出物が遅れる
- ・進路の希望がない、将来の夢を持っていない。

②本人や家族への面談などを通じて、関係者でその子どもや家庭内の課題の整理や、分かる範囲で事実確認を行います。(組織であれば内部で情報を共有する)

【例】・ケアやサポートが必要な家族は誰か。

- ・ケアが必要な家族は日常生活にどの程度影響がある状態か。(障害・疾病の程度など)
- ・保護者の状況(経済的な困窮、生活・養育能力、多忙)
- ・子どもが担っているケアの内容は具体的に何か、費やしている時間はどの程度か。

③関係者で当該ケースに対して負担の軽減や、こういった対応ができるか検討し、職域の可能な範囲で支援を行います。

【例】・学校生活に支障が出ている点について、保護者へのアプローチ(家庭訪問・保護者面談など)を行う。

- ・子どもに対して積極的な声掛けや見守りを行う。
- ・利用中の福祉サービスの見直し、他のサービスの導入の検討。

④当該または①～③の検討後、当該ケースの対応について迷うことや相談したいこと、行政機関と連携した支援を行いたい場合は、「ヤングケアラー相談・支援窓口」へ連絡。

⑤また、可能な場合はヤングケアラー本人に対し、「ヤングケアラー支援・相談窓口」に直接相談できることなどを案内されても構いません。

9 児童虐待との関係性

(1) 児童虐待の定義

児童虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与える人権侵害です。虐待であるかどうかは、親などの意図や認識とはかかわりなく、あくまでも子どもの視点からみて、子どもの権利が侵害されているかどうかで判断します。

親にとって「しつけ」であっても、またかわいいと思っていなくても、子どもにとって有害な行為で子どもが苦痛を感じていれば虐待です。

児童虐待防止法第2条において、「児童虐待」とは「保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者）が、その監護する児童（18歳に満たない者）に対し、次に掲げる行為を行うこと」とされており、下表のように分類されます。

久留米市家庭子ども相談課では、同分類の定義に該当する案件を要保護児童ケース（＝要保護児童対策地域協議会ケース）と位置づけ、支援を行っています。

①身体的虐待 ②性的虐待 ③心理的虐待	
	【略】
④ネグレクト(保護の怠慢・拒否)	【法律上の定義】 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、又は長時間の放置、その他の保護者としての監護を著しく怠ること。また、保護者以外の同居人による身体的・性的・心理的虐待を放置することも含まれる。 【例】 ●子どもの健康・安全への配慮を怠っている。 <例>・家に閉じこめる。(子どもの意思に反して学校などに登校させない) ・重大な病気になっても病院に連れていかない。 ・乳幼児を家に残したまま度々外出する。 ・乳幼児を車の中に放置する。 ●食事、衣服、住居等が極端に不適切で健康を損なうほどの無関心・怠慢。 <例>・適切な食事を与えない。 ・下着など長期間ひどく不潔なままにする。 ・極端に不潔な環境の中で生活をさせる。 ・大幅な体重減少。

（２）ヤングケアラーと児童虐待との関係

ヤングケアラーがいる世帯において、ケアが必要となっている状況が、児童虐待（特にネグレクト）に該当している場合もあります。

- ＜例＞
- ・ 小学生が保護者不在のなかで、乳幼児の世話をしている
 - ・ 小学生が時々掃除を担っているが、床に危険物などが落ちており、他のきょうだいも誤飲してしまう可能性がある。
 - ・ 他のきょうだいを見ていないと（世話していないと）叩かれる。
 - ・ パートナーから児童への虐待を放置している保護者がいる。

このような複合的状況に該当する場合、まずは児童虐待防止法に基づく「児童虐待への対応」が優先されます。虐待ケース（疑い・今後虐待に発展する可能性のある家族含む）を発見した場合には、久留米児童相談所や久留米市家庭子ども相談課へ通告・相談してください。

【児童虐待の通告・相談先】

○久留米市家庭子ども相談課	TEL 0942-30-9208
○久留米児童相談所	TEL 0942-32-4458
児童相談所虐待対応ダイヤル	TEL 189（いちはやく）
	※24時間・通話無料

ネグレクトは生活習慣の要素があるため、身体的なものと比較して子ども自身が「虐待」ということに気づきにくいという特徴があります。

また、虐待の被害者であり、ケアラーでもある場合、現在の自身が置かれている状況に違和感を持っていても、親やケアをする相手をかばったり、周囲を気遣って、自分では言いだせない子どもも多いと言われています。

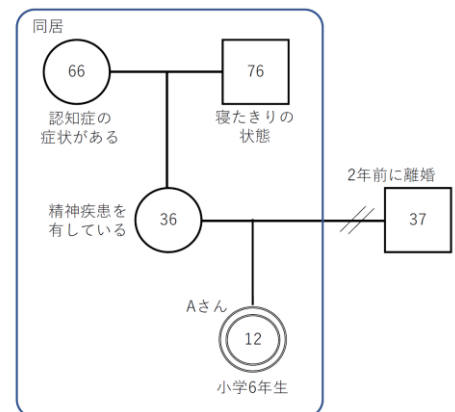
10 事例

ヤングケアラー支援の仮想事例（初動対応）を2ケース例示します。必ず事例の通りに対応してもらう必要はありませんが、発見した関係者以外にも協力が必要がある場合など、実際の支援時の動きとして参考にいただけたらと思います。

ケース1：精神疾患を持つ母と、寝たきりの祖父と同居しているケース

（1）状況

- 対象となる女兒のAさんは小学校6年生。2年前に両親が離婚し、現在は母親、母方の祖父母と同居している。
- 母親は精神疾患を有しており、母方の祖父はほぼ寝たきりの状態。母方の祖母は認知症の症状がある。



（2）支援のフロー

ヤングケアラーの発見

- Aさんの祖父への支援を担当しているケアマネジャーは、初回アセスメントで自宅を訪問した時に、家族の状況を把握し、Aさんが祖父母や母親の身の回りの世話を担わざるを得ない状況にあることを認識。
- Aさん本人に対しては、まずは、ケアマネジャーが話を聞くことになった。

本人や家族の意思確認

- ケアマネジャーがAさんと話したところ、Aさんは母親や祖父母の世話をするため、「友達と遊んだり勉強したりする時間がとれない」ことを悩んでおり、その時間をもっと持つことができれば嬉しいとのことだった。
- ケアマネジャーからAさんの母親にも話を聞いたところ、母親は、自分が精神疾患を有することはあまり人に知られたくなく、これ以上の関わりは求めないとのことだった。

発見した関係者のみでの対応可否の判断

- 事業者は、AさんやAさんの母親の話から、いますぐ命に危険が及ぶ状況ではないと判断。Aさんの状況を次のように整理した。

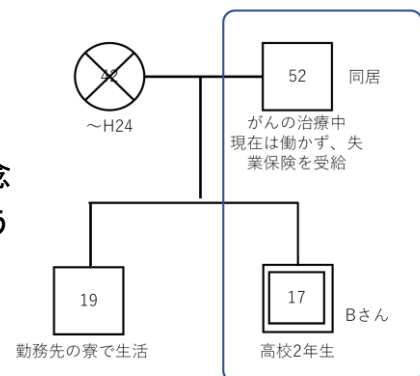
- Aさんが自宅で母親や祖父母のケアのために費やす時間は、およそ3時間。食事の用意、洗濯、着替えの手伝いや食事の介助など、身の回りの世話をしている。
- 母親の不安が強い時に寄り添って2、3時間話を聞くことがある。
- 平日は学校から帰宅後、ケアを行っている。休日は、朝からケアを行い、あまり自分の時間がとれずにいる。
- Aさん本人の健康状態は良いが、精神的には疲れている様子が見られる。
- 学校や行政からの書類を確認しようとするも難しく、負担に感じている。
- 学校から帰って友達と遊んだり勉強をしたりする時間は十分ではなく、子どもの権利が十分に守られていない可能性がある。

➤ 事業者は、Aさん自身や母親への支援が必要と考え、「ヤングケアラー相談・支援窓口」と連携した支援が必要であると判断した。その後、Aさんと母親の同意を取った上で「ヤングケアラー相談・支援窓口」と連携した支援を行うこととした。

ケース2：親ががん治療に専念するため、身の回りの世話をしているケース

（1）状況

- 対象となる男性のBさんは高校2年生。上に兄がいるが、現在は就職して寮生活をしている。10年ほど前に母親と死別。父親ががんと診断され、治療に専念するために離職。Bさんはなるべく早く帰宅するようにし、父親の食事や身の回りの世話をしている。



（2）支援のフロー

ヤングケアラーの発見

➤ Bさんの通う高校の担任は、Bさんから、健康上の問題で父親が保護者面談に参加できないと聞き、状況が気になった。

➤ Bさんは父親と二人暮らしであることは知っていたが、このところ、Bさんが学校を休んだり遅刻したりする回数が増えたため、家庭の中で何か状況の変化があったのではないかと心配になっていた。

本人や家族の意思確認

➤ 担任がBさんに父親のことを聞いたところ、治療のために通院しているとの説明があった。

➤ 父親のケアなど、何かサポートできることはないかとBさんに尋ねたところ

ろ、「大丈夫です」という返事があった。

- 高校に配置されているスクールソーシャルワーカーに相談する機会を設けることを提案するも、「今は忙しいからいいです」とのことであった。
- 担任は、ちょうど学校にチラシがきていた「ヤングケアラー相談・支援窓口」をBさんに紹介した。

発見した関係者のみでの対応可否の判断

- 学校は、Bさんの話から、いますぐ命に危険が及ぶ状況ではないと判断。Bさんの状況を次のように整理した。

- Bさんが自宅で父親のために費やす時間は、およそ4時間。食事の用意、洗濯、着替えの手伝いや食事の介助など、身の回りの世話を行っている。
- 平日は学校から帰宅後、ケアを行っている。外来の予約がある日は早退し、父親に付き添っている。休日は、朝からケアを行いつつ、午後は飲食店でアルバイトをしている。
- Bさん本人の健康状態は良いが寝不足気味。少し気分がふさぎ込んでいるようにも見える。
- 十分に勉強する時間がとれず、学校が休みの日もアルバイトをしているため、ほっと一息つくような時間がない様子。子どもの権利が十分に守られていない可能性がある。

- 学校は、Bさん自身や父親が何かしらの支援とつながる必要があると考え、「ヤングケアラー相談・支援窓口」と連携した支援が必要であると判断した。
- Bさん自身が支援の必要性を感じていなかったが、相談の場をもうけることを提案した。



編集・発行：久留米市 子ども未来部

こども子育てサポートセンター

所在地 久留米市城南町 15 番地 3

連絡先 TEL：0942-30-9302 FAX：0942-30-9718

E-mail：kokosapo@city.kurume.lg.jp

発行年月 令和 5 年 1 月

久留米市でのヤングケアラー支援 の取組について



久留米市子ども未来部
こども子育てサポートセンター
(ヤングケアラー相談・支援窓口)



本日の内容

- 1 ヤングケアラーとは
- 2 ヤングケアラーの現状
- 3 なぜヤングケアラーの支援が必要なのか
- 4 ヤングケアラー支援のための連携体制
- 5 ヤングケアラー相談・支援窓口の機能・役割
- 6 ヤングケアラー等に接する時の心構え
- 7 相談を受けた・発見したときの対応
- 8 児童虐待との関係性



1 ヤングケアラーとは

【「手引き」2ページ】

本来**大人が担うと想定**されている**家事や家族の世話**などを
日常的に行っている子ども

(厚生労働省HP参照)

家族にケアを要する人がいる場合に、
大人が担うような**ケア責任**を受け、
家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている
18歳未満の子ども

(一般社団法人日本ケアラー連盟の定義)



法律上の定義はまだない

1 ヤングケアラーとは

【「手引き」2ページ】

ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている



2 ヤングケアラーの現状

【「手引き」3ページ】

(1) どの学齢期にも存在
世話をしている家族の有無

対象学年	「いる」と答えた者の割合
小学校6年生	6. 5% (15人に1人)
中学校2年生	5. 7% (17人に1人)
全日制高校2年生	4. 1% (24人に1人)
定時制高校2年生	8. 5% (11人に1人)
通信制高校生	11. 0% (9人に1人)

(令和2、3年度 厚生労働省 子ども・子育て支援推進調査研究事業
「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」より)



2 ヤングケアラーの現状

【「手引き」3ページ】

(1) どの学齢期にも存在

世話を必要としている家族(複数回答)

対象学年	父母	祖父母	きょうだい	その他	無回答
小学校6年生	33.0%	15.8%	71.0%	1.9%	5.7%
中学校2年生	23.5%	14.7%	61.8%	3.8%	9.4%
全日制高校2年生	29.6%	22.5%	44.3%	5.5%	8.8%
定時制高校2年生	35.5%	16.1%	41.9%	12.9%	9.7%
通信制高校生	32.7%	22.4%	42.9%	12.2%	0.0%

(令和2、3年度 厚生労働省 子ども・子育て支援推進調査研究事業
「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」より)



2 ヤングケアラーの現状

【「手引き」3ページ】

世話をしている頻度

対象学年	ほぼ毎日	週3～5日	週1～2日	1か月に数日	その他	無回答
小学校6年生	52.9%	16.0%	14.4%	5.5%	1.4%	9.7%
中学校2年生	45.1%	17.9%	14.4%	4.7%	4.1%	13.8%
全日制高校2年生	47.6%	16.9%	10.4%	6.8%	2.0%	16.3%
定時制高校2年生	35.5%	12.9%	16.1%	3.2%	12.9%	19.4%
通信制高校生	65.3%	26.5%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%

(令和2、3年度 厚生労働省 子ども・子育て支援推進調査研究事業
「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」より)



2 ヤングケアラーの現状

(2) ヤングケアラー自身の認識

【「手引き」3ページ】

自分はヤングケアラーにあてはまると思うか
× 世話を必要としている家族

対象学年	あてはまる	あてはまらない	わからない	無回答
中学校2年生	16.3%	46.7%	33.2%	3.8%
全日制高校2年生	15.0%	42.3%	38.8%	3.9%
定時制高校2年生	25.8%	32.3%	38.7%	3.2%
通信制高校生	28.6%	32.7%	38.8%	0.0%

(令和2年度 厚生労働省 子ども・子育て支援推進調査研究事業
「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」より)

➡ 自覚がない、ケアの負担や負の影響に気づかない



2 ヤングケアラーの現状

【「手引き」3、4ページ】

(3) ヤングケアラーが抱える悩み

勉強する時間がない	睡眠時間が少ない
学校行事に参加できない	友達と遊ぶ時間がない
希望の進学・就職が難しい	精神的にきつい

(4) ヤングケアラーの願いや思い

話を聞いてくれるだけで楽に 真剣に話を聞いてほしい
大人が子どもにもっと寄り添ってほしい
気軽に相談できたり、助けを求めたりする場所がほしい



2 ヤングケアラーの現状

【「手引き」4ページ】

世話について相談した経験

対象学年	ある	ない	無回答
小学校6年生	17.3%	76.1%	6.7%
中学校2年生	21.6%	67.7%	10.7%
全日制高校2年生	23.5%	64.2%	12.4%
定時制高校2年生	32.3%	51.6%	16.1%
通信制高校生	34.7%	63.3%	2.0%

(令和2、3年度 厚生労働省 子ども・子育て支援推進調査研究事業
「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」より)



3 なぜヤングケアラーの支援が必要なのか

【「手引き」5ページ】

(1) ヤングケアラーの抱える課題

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行うことにより、**勉強がうまくいかない、友人関係が築けない**ことなどがある。

しかし、子ども自身はそのような状況に**気づいていなかったり、不安や不満を抱えていても言い出せていない**場合も多い。



「不適切なケア」や「過度なケア」を改善することで、**子どもらしく生きる権利を回復し、子ども自身が持つ能力を最大限発揮できるようにすることが必要。**



3 なぜヤングケアラーの支援が必要なのか

【「手引き」5ページ】

(2) 子どもの権利の回復保障

子どもには**子どもの権利条約**に定められた権利がある。

こども基本法(令和5年4月施行)では、これらの権利を基本理念として施策を行うこととしている。

【参考】ヤングケアラーを関係の深い子どもの権利

教育を受ける権利(28条)	休み、遊ぶ権利(31条)
意見を表す権利(12条)	健康・医療への権利(24条)
生活水準の確保(27条)	社会保障を受ける権利(26条)
など	



3 なぜヤングケアラーの支援が必要なのか

【「手引き」5ページ】

(3) 子どもの将来の保障

大人になってから**仕事**がうまくいかない

友人関係が築きにくい

大人になっても**周り**を頼れず課題を抱え込んでしまう



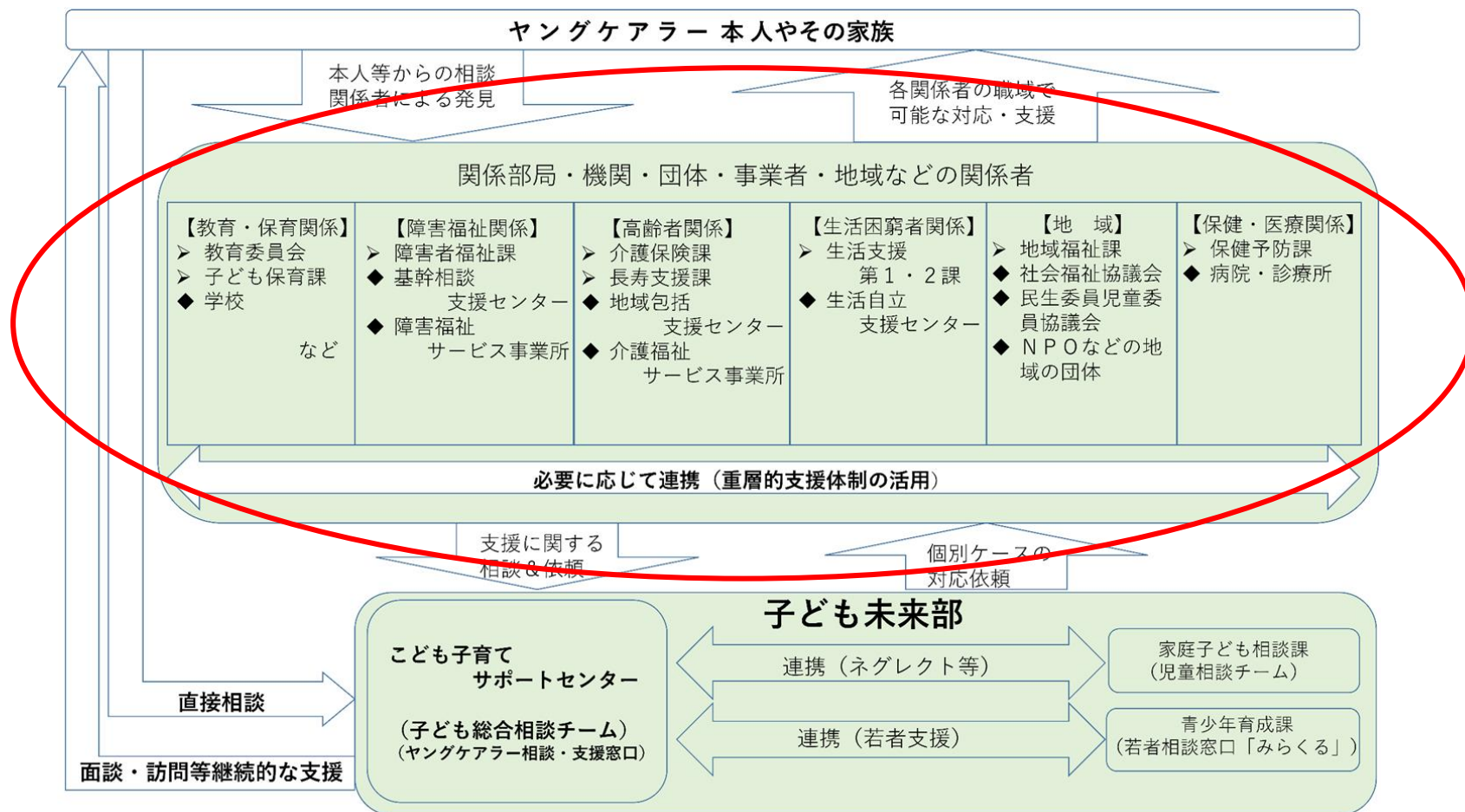
「周りの人が助けてくれた」という**経験**が大切



4 ヤングケアラー支援のための連携体制

【「手引き」6、7ページ】

(1) 連携体制のイメージ





4 ヤングケアラー支援のための連携体制

【「手引き」6ページ】

(2) 支援に関する連携や役割分担の考え方

① 初動

本人から相談を受けた際は、関係者の中で**状況を整理**
関係者の職域に応じた**可能な支援**を行う
(直接関わっている方が受け入れがスムーズ)

② 支援や対応が困難な場合

本人や家族の同意を得て、「ヤングケアラー相談・支援
窓口」へ相談できる。

5 ヤングケアラー相談・支援窓口の機能・役割



【「手引き」8ページ】

ヤングケアラー相談・支援窓口開設(令和4年11月1日)



こども子育てサポートセンター内
(市役所本庁舎 16階)

面接・電話・電子メールにて相談
に対応

相談員4名体制
【社会福祉士・保育士・教育職】

5 ヤングケアラー相談・支援窓口の機能・役割



【「手引き」8ページ】

(1) 相談・支援窓口での対応

相談対応	当事者、その家族や関係機関等からの相談に 対応します。まずはケアの状況をお聞きします。
子ども本人のケア	当事者との面談を通して、状況を改善する方法と一緒に考えたり、心理的なサポートをしたりします。
関係者への助言	当事者や世帯に関わる機関・団体・事業者・地域などの関係者に対しての助言をします。
サービス導入へのつなぎ	世帯へ介入する同意が得られた場合は、家庭状況を整理し、必要なサービス導入へのつなぎをします。
連携や役割分担の調整	関係者会議を開催するなど、当事者や世帯に必要な関係者同士の連携を促し、役割分担を調整します。

5 ヤングケアラー相談・支援窓口の機能・役割



【「手引き」9ページ】

(2) 連携した支援が必要なときは相談を

職域で可能な支援を実施するが連携した支援が必要
支援が必要な子どもを発見するが支援が難しい

【例】

これ以上の支援策が見つからない
家庭へ介入したいが、断られたり、きっかけがない



「ヤングケアラー相談・支援窓口」への相談を
(可能な限り同意を得たうえで)



6 ヤングケアラー等に接する時の心構え

【「手引き」10ページ】

- (1) ヤングケアラーであることを子ども自身や保護者が理解していないことを考慮した対応

支援が必要なことを子どもや保護者が**認識していない**

➡ 外部の方が家庭内の事情に関わることの**抵抗感**

➡ 子ども自身が**状況の理解・納得**することから

- (2) ケアを担っていることを否定しない

ケアを**当たりまえ、期待に応えるため**に行っている

➡ ケアを行うことを**否定**したり、過度に**評価しない**

「自分の人生を生きていい」「助けを求めているいい」



6 ヤングケアラー等に接する時の心構え

【「手引き」10、11ページ】

- (3) ヤングケアラーであることを公にしてほしくないケース
に対する配慮

支援を受けることに抵抗・羞恥心・知られたくない思い

➡ 周囲からの偏見をもたれないように配慮

➡ 相談したことを家族に知られないように配慮

- (4) 子どもに対するメンタル面でのサポートが必要

ケアからの解放や軽減による罪悪感・喪失感・無力感

➡ メンタル面のサポートや将来・人生への助言



6 ヤングケアラー等に接する時の心構え

【「手引き」11ページ】

(5) 子ども本人の認識や意向を確認する

望ましい状況について、子どもと一緒に考え、子どもの理解・納得を得ながら支援につなげる

➡ 子ども自身が今の状況をどう思っているのか、
どうしたいのかを把握

(6) ヤングケアラーの家族の意思も確認する

家族を責めず、想いやプライドを尊重する姿勢は大切

家族の思いを知る、寄り添うだけでも精神的な負担軽減



7 相談を受けた・発見した際の対応

【「手引き」12ページ】

(1) ヤングケアラーに気づくために

- ①家事などのケアをしていないか
- ②情緒的な不安定さがあるなど健康面への影響はないか
- ③遅刻・欠席が多いなど教育面への影響はないか



こうした兆候があり、気になれば、**子どもと面談**を行い、
丁寧に気持ちを聞き取る(ケア実態、時間、程度も)



7 相談を受けた・発見した際の対応

【「手引き」13ページ】

(2) 実際に相談を受けた・発見した場合の一般的な対応例

①相談を受けたり、ヤングケアラーである端緒を発見



②関係者で子どもや家庭の課題整理や事実確認



③負担軽減などの対応を検討し、職域の範囲内で支援



④行政機関への相談や連携した支援を行いたい場合は、
「ヤングケアラー相談・支援窓口」へ連絡

⑤本人に「ヤングケアラー相談・支援窓口」に直接相談
できることを案内



8 児童虐待との関係性

【「手引き」14ページ】

(1) 児童虐待の定義

親等の意図や認識と関わりなく、**子どもの権利が侵害されているかどうか**で判断

児童虐待防止法では、「**保護者が、その監護する児童（18歳に満たない者）に対し、次に掲げる行為を行うこと**」と定義されている。

身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクト



8 児童虐待との関係性

【「手引き」15ページ】

(2) ヤングケアラーと児童虐待との関係

ケアが必要となっている状況が、**児童虐待(特にネグレクト)**に該当している場合がある

【例】

小学生が保護者不在で、乳幼児の世話をしている
他のきょうだいを見て(世話して)いないと叩かれる



複合的状況に該当する場合は、まずは児童虐待防止法に基づく**「児童虐待への対応」**が優先

9 おわりに



最後までご清聴ありがとうございました。